

平成30年
富士吉田市自治会連絡協議会

総 会 資 料



富士吉田市自治会連絡協議会マスコットマーク
(市の鳥【アカゲラ】をイメージ。アカゲラ全体で富士吉田市の『F』を、
足の部分で自治会連絡協議会の『JRK』を表現しています。)

日 程：平成30年1月16日（火）
会 場：市民会館 3階 会議室

— 次 第 —

1. 開会

2. 議 事

- (1) 平成30年 富士吉田市自治会連絡協議会正副会長等承認
- (2) 平成30年 富士吉田市自治会連絡協議会事業計画（案）
- (3) その他 各担当課（福祉課・環境政策課・環境美化センター・
安全対策課・市民協働推進課）からのお知らせ

3. 閉会

富士吉田市自治会連絡協議会規約

(名称及び目的)

第1条 この会は、富士吉田市自治会連絡協議会（以下「協議会」という）と称し、自治会相互の運営上の連絡、親睦及び協調を図り、もって自治会の発展と市政運営に協力することを目的とする。

(組 織)

第2条 協議会は、市内33自治会を代表する連合自治会長、及び自治会長をもって組織する。

(役員構成)

第3条 役員は、次の構成とする。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 5名 |
| (3) 幹 事 | 若干名 |

ただし会長が必要と認めた場合はこの限りではない。

- 2 会長、副会長及び幹事は、総会において互選し承認する。

(会長等の職務)

第4条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 幹事は、会長が行う協議会の運営及びとりまとめを補佐する。

(任 期)

第5条 会員の任期は、1年とする。ただし、後任者が選出されるまでの間は、その職務を行うものとする。

- 2 前項の会員は、再任を妨げない。
- 3 欠員補充により就任した会員は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第6条 協議会の会議は、総会、役員会及び例会とし、総会は毎年1月及び12月に、役員会及び例会は必要に応じ会長が招集し、その会議の議長となる。

(総会)

第7条 総会は、半数以上の会員が出席しなければ開くことができない。

2 総会は、次に掲げる事項を審議し決定する。

- (1) 事業計画
- (2) 予算及び決算
- (3) 規約の改正
- (4) その他重要な事項

3 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第8条 役員会は、次に掲げる事項を審議し決定する。

- (1) 例会に付議すべき事項
- 2 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。
- 3 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(例会)

第9条 例会は、次に掲げる事項を審議し決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 例会は、会長が必要と認めるとき招集する。
- 3 会長は、例会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも14日前までに連絡しなければならない。
- 4 例会の議長は、会長がこれに当たる。

(顧問及び参与)

第9条 協議会に顧問及び参与を若干名置くことができる。

- 2 顧問及び参与は役員会の推薦により会長が委嘱し、その諮問に応じる。

(運営費)

第10条 協議会の運営費は、補助金、寄附金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第11条 協議会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、富士吉田市役所企画部市民協働推進課に置く。

附 則

この規約は、平成14年の総会の議決があった日から施行する。

この規約は、平成16年の総会の議決があった日から施行する。

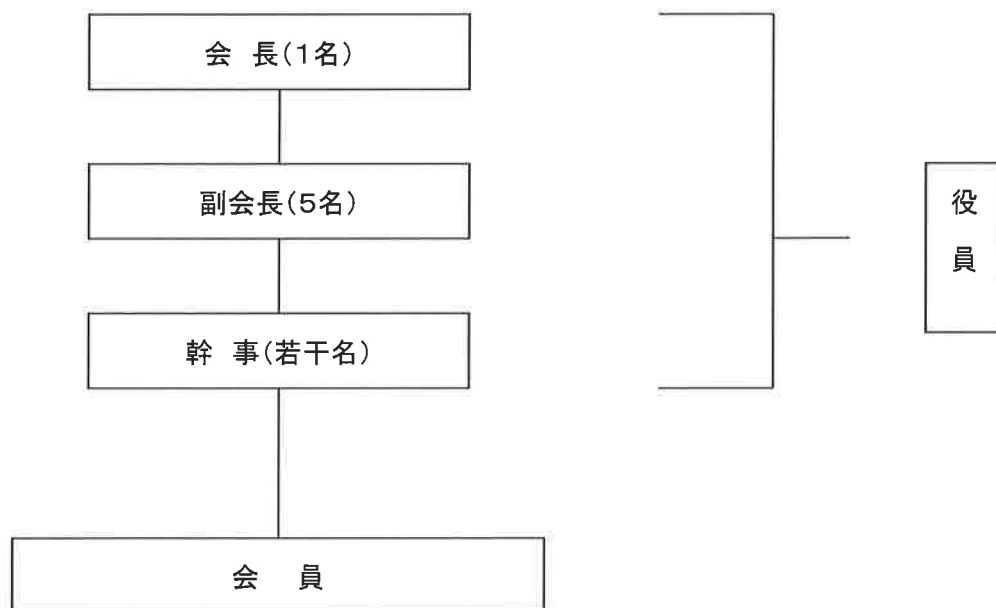
この規約は、平成18年の総会の議決があった日から施行する。

この規約は、平成19年の総会の議決があった日から施行する。

この規約は、平成24年の総会の議決があった日から施行する。

この規約は、平成28年の総会の議決があった日から施行する。

【富士吉田市自治会連絡協議会(自連協)組織構成図】



富士吉田市自治会連絡協議会は市内33自治会の代表の会長で構成されます。

平成30年 富士吉田市自治会連絡協議会
役員（案）

◎会 長

曾根 光男 中曾根連合自治会

○副会長

菅野 三喜夫 向原連合自治会

渡辺 将二 幸町連合自治会

平井 健二 弁天町連合自治会

高野 剛明 竜ヶ丘連合自治会

池上 功 松山連合自治会

○幹 事

渡辺 忠 しんや自治会

三枝 正満 上宿連合自治会

平成30年富士吉田市自治会連絡協議会事業計画（案）

平成30年1月1日～平成30年12月31日

- 1月 7日(日) ○平成30年成人祝賀式
- 1月 8日(月) ○平成30年消防出初め式
- 1月16日(火) ○平成30年市政協力委員及び美化運動推進委員委嘱式
○**富士吉田市自治会連絡協議会（以下自連協という）総会**
・平成30年自連協新役員承認及び紹介について
・ " " 事業計画案について
・市関係業務説明(担当課より説明)
- 1月31日(水) ○自連協第1回役員会
- 2月20日(火) ○自主防災会との合同会議
- 4月 上旬 ○自連協第2回役員会
- 4月 下旬 ○**自連協第1回例会**及び懇親会
・自治会運営費補助金・県政だより配布事務補助金事業説明など
- 6月 下旬 ○自治会運営費補助金・県政だより配布事務補助金 交付
- 7月28日(土) ○富士吉田市制祭記念式典及び市民夏まつり
- 8月14日(火)予定 ○市民総参加によるラジオ体操
- 9月 2日(日)予定 ○市総合防災訓練
- 9月 中旬 ○自連協第3回役員会
- 9月 下旬 ○**自連協第2回例会**
・陳情案件の中間報告について
- 11月3日(金) ○富士吉田市文化祭記念式典（ふじさんホール）
- 12月 上旬 ○自連協第4回役員会
・自連協総会等の開催について
- 12月 中旬 ○**平成30年自連協総会**
・平成30年自連協事業報告
・感謝状贈呈

※総会および例会に関しては、各自治会役員が傍聴することも可能です。